

多文化共生に関する一考察

－不平等の再生産と文化の概念－

Multicultural Policy in Japan Its Concept of Culture and Reproduction of Inequality

齋藤 千恵*

Chie SAITO

Abstract

This paper examines what the Japanese government means by “*tabunka-kyosei*” through an analysis of multicultural policy in local societies issued by the Ministry of Internal Affairs and Communications in 2006. Especially, I focus on the concept of culture in the plan and argue that it reproduces unequal relationships between international and Japanese residents. It reinforces the status-quo of Japanese society consisting of majority Japanese and minority foreigners. Finally, I present how local societies can empower people with different cultures through redefining a concept of culture.

Keywords: Japan, concept of culture, hegemony, inequality, cultural creativity

1. はじめに

多文化共生という言葉が、日本社会で聞かれるようになって久しい。最近では、文科省からの補助金付で、高等教育の現場においても多文化共生プログラムが実施されるようになってきた。しかし、多文化共生とは一体何なのであろうか。多文化共生の名のもとで、国際交流イベントが行われる一方、これには、オールドカマーは含まれていないといった批判もある。

多文化共生という言葉は、一見すると、多様な文化が存在する社会を形成するというこの様に捉えられる。もちろん、これの主体は人でなければならない。しかし、多文化共生を英語に訳そうとすると、奇妙なことに気が付くことになる。それは、文化が主体であって、文化の担い手であるはずの人が見えなくなってしまうことである。

そして、文化が共生すると表現されるとき、その文化はあたかも厳然たる境界を持ち、ほかの文化とは明確に区別されるように捉えられる。多文化共生という言葉からは、そう

* 本学教授、文化人類学 (cultural anthropology)

したはっきりとした境界を持った文化が、一つの社会の中に、多数、共にあるというように受け取ることができるのである。しかし、文化の担い手が人間であるとしたら、そんなはっきりとした境界を持った文化を担う人は、どのような存在なのであろうか。他の文化の担い手と意思疎通できるのだろうか？文化相対主義における文化の概念に対する批判と同じ批判がここに出てくるのである。こうしてみると、多文化共生という言葉から生じる問題は、人と人、人と文化の問題であり、また、文化の概念の問題である。

本論は、日本社会における多文化共生を文化人類学の視点から論じるものである。特に、2006年に総務省が発表した「地域における多文化共生推進プログラム」（総務省 2006b）を分析することにより、日本政府が唱える多文化共生について論じ、多文化共生推進プランに見られる問題を追及していく。その際、文化の概念に注目する。最後に、住民の間でのより平等な関係構築を目的に、グローバル社会における文化の創造性について検討する。

2. 多文化共生推進プラン

2006年、総務省は、「地域における多文化共生推進プラン」（総務省 2006b）を発表した。これは、各都道府県に対する通知という形を取り、地域社会における多文化共生の重要性を訴えるものである。このプラン発表の背景には、外国人居住者の増加（総務省 2006a:3）や日本社会の少子高齢化（総務省自治行政局国際室長 2006）といった要因がある。実際、多文化共生推進プラン発表以降、政府は、より多くの外国人を日本に受け入れようとしてきた。2008年には福田内閣が留学生30万人計画を打ち出した（文部科学省 n.d.）。経済連携協定を通して外国人看護師も既に日本で働いている。更に外国人労働者を受け入れる可能性も語られている。家事労働従事者を外国人労働者で賄うということが、自民党議員の口から話されたり、2014年に東京オリンピック開催が決定した際には、看護師に加えてオリンピックのための外国人建築要員を雇うことも述べられていた。ヘイト・スピーチが社会の大きな問題となる一方で、2014年には移民を毎年20万人受け入れるというニュースも流れていた(cf.内閣府 2014)。¹⁾

さて、「地域における多文化共生推進プラン」（総務省 2006b）は、どのような多文化共生を目指そうとしているのだろうか。このプランの目的は、「国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくり」（総務省自治行政局国際室長 2006）を推進することである。何故、地域における多文化共生が要請されるのかと言えば、「地域の国際化を一層推し進める」（総務省自治行政局国際室長 2006）ため、また、地域が「外国人住民の受け入れ主体」（総務省 2006b）であるからである。こうして、当該プランは、地域社会において、外国人の人権が保障され、文化的な違いが認められ、外国人がほかの住民と対等な関係を築くことを要求する。一方、プランに掲載されている支援策では、対等

な関係を構築するのは難しく、相違を尊重しましょうというスローガンが免罪符となって終わってしまう恐れがある。

多文化共生プランには、基本的な方針として、「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」、「多文化共生施策の推進体制の整備」の4つのテーマが設定されている。「コミュニケーション支援」に関しては、相談窓口の設定や多言語で多様なチャンネルによる情報提供の必要性が示されている。これに加えて、日本語や日本社会に関する学習機会の提供も挙げられている。「生活支援」に関しては、賃貸物件への入居をスムーズにするための援助や自治会やNPOなどによる外国人住民援助と共に、入居後のゴミ出しや地域のルールなどに関するオリエンテーションを、地域の住民とのトラブル回避のために行うことが挙げられている。その他、就業支援、起業支援、医療面でのサポート、児童・生徒の不就学問題への取り組み、災害時の対応と緊急時の外国人の居所確認などが列挙されている。このプランの最後には、地域社会における多文化共生に関する啓発と意識形成のために、当該プランに沿った活動の拠点形成、外国人や外国文化との交流行事、外国人住民の地域社会への参加とその声の反映、自助組織の形成とその支援などについて書かれている（総務省 2006b）。一般の日本人住民に対する施策は、行事のほかには、活動拠点の設置しか述べられておらず、ほかの具体的な取り組みは掲載されていない。

3. 多文化共生推進プランの問題点

多文化共生というと、様々な文化を持つ人々が互いを尊重しあい、自身も他者も共に地域住民として、平等な関係にある社会を建設するための施策の様に見えるが、2006年発表のこのプランは、様々な問題をはらんでいる。まず、多文化共生に誰が含まれるかということである。このプランでは、日本国籍を持った人々の間に多様な文化が存在することには触れられていない。焦点は、外国人住民、特にニューカマーと呼ばれる人々にあるのだ。日本国籍を持った人々はこのプランでは、外国人住民、つまり、日本文化とは異なる文化を持っていると想定される人々の受け入れ側として想定されている。日本国内も民族的に多様であり、国民が全く同じ一つの文化を共有しているわけではないことは、ここでは考慮に入れられていないのである。民族に加えて、性的嗜好や年代、社会的経済的地位や個人の人生の中での経験など、様々な要因により、国民の間でも多様な文化が生じる結果となっている。しかし、このプランはこうした国民の間での多様性には注目していないのである。

当該プランでは、外国人を住民として認めることが特に強調され、その上で、彼らに対する支援策を提示している。示された支援策を見ると、外国人がほかの住民との間でトラブルを起こさないようにという配慮が目を引く。居住に関する項目に書かれているのは、「地域のルール等」（総務省 2006b）を外国人に対してより早い時期に周知することの必

要性である。地域に居住する場合、自国の文化的習慣よりも「ルール」という名のもとに日本で行われている慣習に従うことが求められている。コミュニティの行動様式に適應することが望まれるのである。多様な文化を尊重するというよりも、地域社会で確立されている行動の仕方、物事への対処の仕方、対人関係の在り方が、当たり前のもthingとして、異なった文化を持った人々に対しても提示され、それに従う様に、日本社会は支援するというのである。

言語に関しても、外国語や外国人が相談員になっての相談窓口は設けられても、地域社会で、外国人がコミュニケーションを行うのは、日本語と想定され日本語の学習支援の機会を設けるように促している。言語を学ぶとともに、日本の慣習を、日本での生活の「できるだけ早い時期」において学ぶことが出来るように、機会を提供することが指示されている。一方、一般の日本人住民側が、外国人住民とのコミュニケーションのために、外国語を学習・習得する機会の提供はプランには出てこない。多文化共生を如何に実現するかということについて、日本人住民側で能動的に何を行っていけばよいのかということは、漠然と「多文化共生の拠点づくり」や「多文化共生の地域づくりについての啓発」(総務省 2006b)などが示されている他は、交流イベントの開催が挙げられているだけである。

ハタノ(2011:130-131)は、こうした交流に特に注目した多文化共生の在り方について、日本では、3F(食物、フェスティバル、服飾)に関連するイベントを通して外国人と接する機会が増加しているが、外国人が抱えている問題に関しては、マジョリティである日本人は無関心であるとする。言い換えれば、イベントという非日常的な機会に外国人と接することで、国際交流したことになり、日常的な風景の中では多くの外国人が顧みられない。それどころか、徹底した管理の対象となると言う。

ハタノ(2011)は、多文化共生の共生を強制と読み替え、2006年以降の外国人に対する管理の厳格化の実態を述べる。例えば、それは、米国のテロ対策と同様の入国審査が日本にも取り入れられたことである。これは、外国人の生体情報を含む個人情報の管理の危うさと人権侵害さえ疑われる外国人管理の問題に繋がっていく。

このハタノの議論において見えてくるのは、政府は、地域社会に対して多文化共生を推進するように通達する一方で、国家レベルでは、外国人を徹底した管理の対象としているということである。また、国家レベルでの多文化共生施策は示さないまま、地域に多文化共生を丸投げしている様にも見受けられる。実際、このことは、プランの元になった『多文化共生の推進に関する研究会報告書』(総務省 2006a)でも指摘されている。将来的には、道州制の実現にも期待できるが、それでも、現時点では道州制は未だ採用されていないわけであるから、国家レベルの多文化共生策が明らかになることは必要であろう。

そうは言うものの、現政権与党が、²⁾ 国家レベルで多文化共生に対応するつもりはないことは推測できる。多文化共生推進プランには、外国人の意見を地域社会に反映させると

あるが、それは、地方政治においての話ではない。自民党が提示する憲法改正案には、地方議員に関しても国籍条項が設けられているのだ(自民党 2012, 2013)。岩淵(2010:19,20)が述べる様に、日本国家は、外国人住民の地域社会での生活を焦点にして、文化的差異や移民問題に取り組むのであり、より広い文脈や政治的文脈での彼らの権利やほかの住民との平等な関係の構築を目指すわけではないのである。

4. 多文化共生における文化の概念

多文化共生推進プランに見られる文化の概念においても、政府の外国人住民に対する姿勢を見ることができる。例えば、プランに出てくる国際交流イベントに関してである。国際交流イベントでは、たびたびステレオタイプ化された文化が展示される。多文化主義に関する議論でよく言われる様に、文化が、民族集団などの旗印になってしまい、民族アイデンティティと直結してしまっているのである。文化に本質的な要素があると想定し、特定の社会集団の成員すべてがこれを共有すると考える、集団的な性格を強調する文化観である(Turner 1993)。多文化共生においても同様に、こうした本質主義的な文化概念が適用されている(原 2010)。

原(2010:38-40)は、自民党により2008年に出された移民政策提言を参照した上で、自民党は、排他的社会集団を想定し、その成員により一様に共有され、変化しない文化的本質があることを想定していると述べる。もちろん、上記の様な社会集団や文化は、現実とはかけ離れたものであるのだが、こうした本質主義的文化観が、多文化共生推進プランの根底にもあるとする。

多文化共生推進プランにおける多文化共生の構図では、文化は明確な境界を持ち、この境界により日本人は外国人と分けられた存在となる。そして、この構図の中には在日朝鮮人、韓国人、中国人といった日本に何世代も住んでいる人々の位置は確保されていない。また、様々な民族出身の者も、その自覚があるないに関わらず、日本国籍を持つならば、マジョリティとして同質の文化を持つものと規定される。岩淵(2010:22)が言う様に、外国人を「地域社会の構成員」(総務省 2006a)とした社会の形成を目指すことを通して、外国人を国民とは明確に分けているのである。これは、外国人が日本社会を学び、日本語を学ぶ必要性を唱えるプランにおいては、マジョリティとマイノリティの対立図式に他ならない。

マジョリティとマイノリティの対立図式の中では、マジョリティ、あるいは、メインストリームの文化は、見えないものとなっていることが多々ある。見えないからこそ、多文化共生推進プランにある様に、それが「地域社会のルール」という言葉で翻訳され、あたかも守らねばならないものの様に表現されるのである。そして、外国人住民が、地域に長年住む人々とは異なった行為をするならば、こうした「ルール」からの逸脱として見られ

る。文化的相違としては理解されない結果を招くことになるのである。³⁾ こうして、多文化共生の名のもとに、不平等な関係が再生産されていくのである。一方、例え、文化の相違に目が向けられたとしても、それだけでは、不平等な関係の解消には繋がらない。文化は、政治関係や権力との関係で考えられるべきであることを忘れてはならない。そして、本質主義的文化観を批判的にみることにより、マジョリティの中にも文化的相違があることを明らかにしていかなければならない。

確かに、文化の違いは、衣服や料理、民族や国籍といったものと関連して目立つものである。これらは、文化の境界線を伴って現れる。しかし、グローバル化した我々の社会では、個人はその人生の中で複数の文化やその断片を内在化し、その結果、複数の言語を操り、複数の文化的背景を持つことも珍しくない。ここで言う文化とは、本質主義的な文化の概念を指すのではなく、矛盾した要素も含み、一貫しておらず、また、統一体でもない文化である。文化がひとつの社会の成員の間で同じように共有されている現実はない。いくつもの文化を内在化している個人は、しばしば文化の境界域に位置づけられる(Rosaldo 1989)。グローバル化した社会において、文化を論じるとき、こうした文化の境界域やそこに置かれた人々にも注目する必要があるのである。

5. 多文化と文化的創造性

今まで、「地域における多文化共生推進プラン」において示される多文化共生の意味を文化の概念とともに論じてきた。このプランの中では、日本文化は見えないメインストリートの文化として扱われており、日本社会の中の文化的多様性には触れられていない。それどころか「外国人」以外の住民を「日本人」と捉えることで、マジョリティ対マイノリティの構図を作り、文化の違いを尊重するというを目的に掲げながら、外国人はメインストリートの習慣に従うべきものとして求めている。多文化共生推進プランにあるような既存の日本社会の秩序を外国人住民に対して周知し、他の住民とトラブルを起こさないようにするといったやり方では、相違が尊重されるにしても、日本社会のヘゲモニー⁴⁾は、そのまま温存されるのである。これによって、異文化は社会の周縁に、その担い手は社会的に劣位に追いやられ、そうした状態が維持される可能性も低くはない。

当該プランの中では、文化的違いの尊重を掲げているが、テレンス・ターナー(Turner 1993)が述べる様に、相違を尊重するという態度だけでは、社会的に不平等な関係は解消しない。高文化や社会的妥協といったものを通して、政治的社会的に不平等な関係が再生産されていくからである。不平等な関係の再生産を避けるにはどうすべきか。ターナーがマイノリティ・グループに対するエンパワーメントとして提示するのは、今までの文化人類学による文化についての議論を援用したもので、文化の創造性に着目したものである。ターナーは、人間は文化を作る存在であり、既存のものに限らず、如何なる規模の如何なる

社会集団も絶えず生じて増殖していく時、その文化的アイデンティティも絶えず増殖していくと論じる。そして、そうした集団による創造的な文化的アイデンティティの形成、再形成のプロセスにおいて、自身の集団を規定し、そのアイデンティティを主張していくことが、集合的エンパワーメントに繋がると述べる。

こうした議論を、日本社会における多文化共生に当て嵌めた場合、多文化主義同様、多文化共生においても、文化的アイデンティティを創造的に再生産し、これを促進、育成することは、多様な社会集団をエンパワーすることにつながる事が予想される。ただし、日本社会における多文化共生は、外国人住民だけでなく、ほかの住民をも含めたものでなければならない。第一に、特定の地域社会において文化が均質的であり、ほかの社会集団の持つ文化とは明確な境界により分けられるとすることで、マジョリティ、マイノリティの構図ができ、不平等な関係が再生産され続けられるのであるとしたら、こうした文化観は捨て去られなければならない。マジョリティとみなされる人々の間にも、もちろん文化的相違は存在し、その文化的な相違が尊重されることなく、また、マジョリティの間でも不平等な関係が形成・再形成され続けるならば、多文化共生推進プランにおける文化の概念自体の見直しが必要である。

地域社会やそれを包含する日本社会において、上述のターナーの議論にある様な絶えず発生する様々な規模の集団がそれぞれの文化的アイデンティティや特質を他者に訴える状況が、マジョリティの間においても、もちろん、マイノリティの間においても、生じるのであれば、それらは一種の文化に関わる社会運動として、日本社会に働きかけるものとなる。文化的相違に注目し、それを当事者たちが表現していくことが必要である。個人がいくつもの社会集団に所属し、また、新たな社会集団が形成され、人々がそれに所属していく中で、文化的自己を絶えず生産、再生産し、それを表現していくことは、マジョリティとされている人々の間にも文化的相違があることを示す結果となる。マジョリティはマジョリティのままではいられなくなるのである。こうして、日本人を含め多様な文化的背景を持った人々が、文化の違いを創造的に表現することは、多様な社会集団のエンパワーメントにつながるのである。

6. 結び

「地域における多文化共生推進プラン」における問題点を、文化の概念とともに論じてきた。当該プランは、文化に関して、人々が平等な関係を築くための政策であるので、外国人と日本人という対立図式で社会を捉えることは、その目的にそぐわない結果を生み出すと言える。従って、この図式を、そのまま当該プランの文化の概念に反映すべきではない。

当該プランにおいて採用されている本質主義的な文化の概念は、民族、国籍といったラ

インに沿ったマーカーとしての文化を強調する。しかし、そうした文化の概念は、特定の社会集団において、成員全てが一様に一つの文化を共有する、あるいは、文化が明確な境界を持ち、ほかの集団の文化とはっきりと分けられるという文化観に還元され、そうすれば、様々な経験、属性を持つ人々の文化を説明しない。マジョリティの中の文化的相違も説明しないし、文化的境界域といったものも、全く考慮に入れない。

対等な関係を構築しようという目的を持つ多文化共生を、社会的あるいは政治的運動として捉え、マジョリティとみなされる人々をも、社会運動としての多文化共生に巻き込むには、ターナーが唱える様な絶え間なく発生する様々な規模の社会集団による、文化的な表現を伴う政治運動を視野に入れておくべきである。そして、ここにおいて、一つの社会集団に所属する人々が全く同じ文化を共有しているとするよりも、文化自体矛盾した要素を含むし、変化する、また、その担い手により創造されるものと捉えることにより、既存の社会集団とは別に形成された集団による文化的な主張や平等な関係の要求を行う政治運動が可能となる。こうして、マジョリティと呼ばれる人々の間や一つの民族、一つの国のなかにも文化的な相違が存在することが示されることは、新たな多文化共生社会を形成するきっかけとなろう。様々な文化の断片を旗印にする、様々な規模の社会集団が、その文化的アイデンティティを主張し、ほかの住民との平等な関係を要求することで、日本における多文化共生の新たな局面の出現が期待できる。⁵⁾

注)

- 1) 毎年 20 万人の移民を受け入れるという政府決定に関して、与党議員たちは事実ではないと否定している。
- 2) 本論に出てくる与党は、自民党を指す。本論が提出されたのは、2014 年 11 月の衆議院解散以前であった。
- 3) 特定の文化的要素を受け入れるように強いられるのは、外国人だけではない。日本人も同様である。与党は、日本固有の不変の文化を想定し、それを守ろうとする姿勢を維持している。例えば、民法改正案として出された夫婦別姓の自由に関する法律である。20 年以上前に提示されたまま、未だ実現されていない。それどころか、与党は、夫婦別姓は、「わが国を根底から覆そう」(自民党 2010) とするものとして捉えているのである。
- 4) ここで言うヘゲモニーとは、レイモンド・ウィリアムス(Williams 1977)の定義に基づくものである。ウィリアムスによれば、ヘゲモニーとは、支配・被支配の関係にあるもので、支配層のイデオロギーの一部である。しかし、イデオロギーが意識されるものである一方、ヘゲモニーは、意識されることがほとんどない。というのは、ヘゲモニーは、実践において経験されるたびに確認されるものであり、繰り返されることにより内在化する「生きられた意味と価値」だからである(Williams 1977)。

5) 但し、しばしば多文化主義が批判されるように、文化的相違の強調は、国民国家としての国家の在り方をあやうくすることに繋がる。日本政府が、国家レベルにおいて多文化共生政策を示さない理由をこうしたところに見出すことができるかも知れない。この問題に関しては、後日の議論にまわすことにする。

参考文献

原 知章

2010 「『多文化共生』を巡る議論で、『文化』をどのように語るのか？」岩淵功一編『多文化社会の〈文化〉を問う』Pp.35-62、青弓社。

ハタノ、リリアン・テルミ

2011 「『共生』の裏に見えるもう一つの『強制』」馬淵仁編『「多文化共生」は可能か』Pp.127-148、勁草書房。

岩淵功一

2010 「多文化社会・日本における〈文化〉の問い」岩淵功一編『多文化社会の〈文化〉を問う』Pp.9-34、青弓社。

自民党

2010 「自民党政策集 J - ファイル 2010」

https://www.jimin.jp/election/results/sen_san22/kouyaku/22_sensan/contents/10.html (電子文書、2014年10月24日閲覧)。

2012 『日本国憲法改正草案 (現行憲法対照)』

2013 『日本国憲法改正草案 Q & A』増補版、自由民主党憲法改正推進本部。

文部科学省

n.d. 「『留学生 30 万人計画』に関して」第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説 (抜粋)、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/siryo/attach/1335219.htm (2014年10月24日閲覧)。

内閣府

2014 「目指すべき日本の未来の姿について」(2014年2月24日)

http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/0224/shiryoku_01.pdf (電子文書、2014年10月31日閲覧)。

Rosaldo, Renato

1989 “Border Crossings.” In *Culture and Truth*, Pp.196-217. Boston: Beacon Press.

総務省

2006a 『多文化共生の推進に関する研究会報告書—地域における多文化共生の推進に向けて—』

2006b 「地域における多文化共生推進プラン」

総務省自治行政局国際室長

2006 「地域における多文化共生推進プランについて」総行国第79号（2006年3月27日）

Turner, Terence

1993 “Anthropology and Multiculturalism: What is Anthropology That Multiculturalists Should Be Mindful of It?” *Cultural Anthropology* 8(4):411-429.

Williams, Raymond

1977 “Hegemony.” In *Marxism and Literature*, Pp. 108-114, Oxford and New York: Oxford University Press.